

八戸市市民活動サポートセンター団体登録要領

(趣旨)

第1 この要領は、市民活動サポートセンターの利用に当たり、市民活動団体の登録制度を実施することとし、その登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録団体)

第2 登録することができる団体は、広く市民活動を行っている団体で、次の条件を満たす団体とする。ただし、営利のみを目的とする団体又は政治的若しくは宗教的な活動を行い、若しくはそのおそれのある団体を除く。

- (1) 設立の目的に公益的な活動を行うことが含まれている団体又はその予定の団体であること。
- (2) 複数の構成員によって組織される団体であること。
- (3) 継続的に活動を行っている団体又は行う予定の団体であること。
- (4) 活動地域に八戸圏域の市町村（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）が含まれていること。

(登録方法)

第3 登録しようとする団体は、八戸市市民活動サポートセンター団体登録申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、指定管理者（八戸市市民活動サポートセンター条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において第2に定める要件に適合すると認めるときは、当該団体の登録を行うものとする。

(登録料)

第4 登録料は、無料とする。

(便宜の供与)

第5 指定管理者は、登録団体に対し、次に掲げる便宜を供与する。

- (1) 希望する団体に対してのメールボックスの貸与及び市民活動に関する情報の提供
- (2) 団体の紹介、イベント情報等のセンターのホームページへの掲載
- (3) 情報誌の送付
- (4) 団体用ロッカーの使用

(登録の更新及び解除)

第6 登録期間は、登録申請書が受理された日から登録を解除される日までとする。

2 登録団体は、毎年度1度、八戸市市民活動サポートセンター団体登録更新・記載事項変更申請書（別記第2号様式）を指定管理者へ提出するものとする。

3 前項の申請書に記載した事項が第2に定める要件に適合しないと認められる団体及び同項の申請書の提出がない団体については、登録を解除することができる。

4 登録を解除しようとする団体は、八戸市市民活動サポートセンター団体登録解除届出書（別記第3号様式）を指定管理者へ提出するものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。